

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	大分市

大分市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大分市農林水産部林業水産課鳥獣総合対策担当班
所在地 大分県大分市荷揚町2番31号
電話番号 097-585-6021
FAX番号 097-533-5123
メールアドレス rinsui2@city.oita.oita.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カラス・サル・シカ・カワウ・タヌキ アナグマ・アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	大分市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稻・果樹	6,150千円	5.06ha
カラス	果樹	451千円	0.22ha
サル	果樹・野菜	526千円	0.46ha
シカ	水稻・果樹	72千円	0.02ha
小動物(タヌキ、アナグマ、アライグマ等)	果樹	3千円	0.01ha
カワウ	水産物	3,833千円	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

夏から秋にかけて、水稻を中心に市内全域で農作物被害が見られるほか、果樹の被害が見られる。また、年間を通して住宅地周辺での出没が見られ、公園や法面の掘り起こしなど市民生活への被害が発生している。

【カラス】

市内全域で農作物被害が見られ、主にみかんなどの果樹等の食害が年間を通して見られる。

【サル】

主に高崎山周辺で年間を通じて農作物被害が見られ、特にびわやみかんなどの果樹及び野菜類の被害が多く見られる。また、市内全域にて住宅地周辺での出没が見られ、市民生活に不安を与える事例が起きている。

【シカ】

現在、大きな被害は出ていないが、山間部を中心に出没情報があり、今後、被害の発生が懸念される。

【タヌキ】

市内全域で出没が見られ、野菜等の食害のほか、住宅地での住み着きや糞害などの、生活環境被害が発生している。

【アナグマ】

市内全域で出没が見られ、野菜等の食害のほか、住宅地での住み着きや糞害などの、生活環境被害が発生している。

【アライグマ】

東部地区を中心に市内全域に出没し、住宅地での住み着き等の生活環境被害が発生している。

【カワウ】

大野川や大分川で、水産物の食害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	6,150千円 5.06ha	4,459千円 3.67ha
カラス	451千円 0.22ha	383千円 0.19ha
サル	526千円 0.46ha	381千円 0.33ha
シカ	72千円 0.02ha	52千円 0.01ha
小動物(タヌキ、アナグマ、アライグマ等)	3千円 0.01ha	2千円 0.01ha
カワウ	3,833千円 -ha	2,779千円 -ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に 関する取組	・捕獲体制については、大分市獵友会等で捕獲班を編成し、被害発生予察及び計画捕獲を実施して	・狩猟者の高齢化に伴う捕獲従事者の確保が課題である。

	<p>いる。また、捕獲及び出動に対する報償金を交付することで、捕獲班による捕獲活動の強化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して捕獲班の協力を得るために、令和5年度より猶期中（11月1日～翌年3月15日）の報償金の交付を開始した。 ・市街地に野生鳥獣が出没し、人身被害等の恐れがある緊急時は、本市職員で構成される実施隊と捕獲班員、警察等が連携して捕獲等を行っている。 ・サルについては、高崎山周辺では、主に高崎山管理センター職員が捕獲等を行っている。 ・捕獲機材については、イノシシ用箱わな、小型獣類用箱わな、カラス用箱わな等を導入している。 ・捕獲鳥獣の処理については、埋設や焼却を行っている。 ・自衛捕獲の推進を図るため、市単独事業として、わな猟免許取得に係る講習会受講料や、わな購入費の一部を補助している。 ・被害集落等の関係者に対し、有害鳥獣捕獲に必要なわな猟免許の取得など、鳥獣対策に係る勉強会を実施している。 	<p>・住宅地周辺でイノシシやサル等の出没が増加しており、安全で効率的な捕獲を実施する体制の整備が課題である。</p>
防護柵の設置等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で、国の交付金事業を活用し、防護柵を設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の交付金事業と併せて、地域に対し、柵の維持管理や集落の環境整備等に関する説明会を行っている

する取組	<ul style="list-style-type: none"> 市単独事業として、イノシシ用、シカ用、サル用防護柵の資材購入費を一部補助している。 	<p>が、依然として被害が発生しており、集落関係者の被害対策意識の醸成が課題である。</p> <p>・これまで被害のなかった地域に被害が拡大していることから、被害地域に対し、鳥獣対策及び集落の環境整備について周知していく必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 追払い活動については、状況に応じて鳥獣用追払い機の活用や、実施隊による追払いを行う。また、被害地域の住民に対し爆竹を配布し、地域住民の追払い活動を支援している。 ・サルについては、高崎山周辺では、高崎山管理センター職員による追上げ活動を行っている。 ・地域住民からの相談に対しては、実施隊が現地調査及び被害対策に係る説明や指導などを行っている。 	<p>・高齢化や担い手不足等により、耕作放棄地や荒廃森林が増加し、それに伴い鳥獣のエサとなる放任果樹や、隠れ家となるヤブが増加していることから、集落の環境整備の重要性や必要性を周知し、鳥獣対策を推進することが課題である。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

対策が不十分な農地や、新たに被害が発生した地域など、依然として被害の

ある地域に対して、国の交付金事業等を活用した鳥獣被害対策を地域で推進するとともに、持続的な有害鳥獣の捕獲を実施する。

また、鳥獣被害等に関する相談に対し、実施隊による現地指導を行うなど、鳥獣被害対策に関する知識の普及に努め、農林水産物等の被害の軽減を図る。

【捕獲等に関する取組】

- ① 捕獲班による被害発生予察及び計画捕獲を市内全域にて実施する。また、捕獲及び出動に対する報償金を交付することにより捕獲を推進する。
- ② 公用でわな猟免許を取得した実施隊員を一定数確保し、隨時、箱わなによる適切な捕獲を可能にする。
- ③ わな猟免許取得に係る講習会の受講料や、わな購入に係る費用を一部補助し、自衛的な捕獲活動を推進する。
- ④ イノシシ用箱わなや小型獣類用箱わな、囲いわな等を導入する。

【防護柵の設置等に関する取組等】

- ① 国の交付金事業を活用し、地域における防護柵の設置や、環境整備を推進する。
- ② 市単独事業でイノシシ用、シカ用、サル用防護柵等の資材購入費の一部を補助する。

【生息環境管理その他の取組】

- ① 国の交付金事業を活用した地域に対し定期的に講習会を実施し、鳥獣被害対策の知識を身に付けてもらい農林産物等の被害の軽減を図る。
- ② 鳥獣被害対策について、市報やHPへの掲載及びパンフレットの配布による啓発活動の実施。
- ③ 爆竹の配布を行い、地域住民による組織的な追払い活動を推進する。
- ④ 捕獲班による銃器等を使用した鳥類の追払いを実施する。ただし、住宅地周辺では使用しない。
- ⑤ 実施隊による鳥獣パトロール、爆竹や鳥獣追払い機等を活用した追払いを実施する。
- ⑥ 高崎山周辺のサルについては、高崎山管理センター職員による追上げ活動を実施する。
- ⑦ 小中学校等において出前授業（人と野生動物とのかかわり方について）を実施し、野生動物に関する情報の普及に努める。

(注)　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT (情報通信技術) 機器やGIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制については、大分市猟友会等で捕獲班を編成し、被害発生予察に伴う計画捕獲を実施する。あわせて捕獲及び出動に対する報償金の交付により、捕獲班による捕獲活動の強化を図る。

実施隊においては、捕獲班、警察、地域住民と連携した鳥獣捕獲を実施する。

その他、わな猟免許取得に係る初心者わな講習会の受講料の補助や、わな購入費の一部補助など自衛捕獲の推進を図る。

サルについては、高崎山周辺では高崎山管理センター主導による捕獲を実施する。

ライフル銃を用いた駆除活動については、引き続き関係法令等に基づき、物理的条件等においてわなや散弾銃による有害鳥獣の捕獲が困難な場合に行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるよう記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ カラス サル シカ カワウ タヌキ アナグマ アライグマ イタチ テン	<ul style="list-style-type: none">・捕獲機材の導入、購入費補助・農家等の自衛捕獲の推進（捕獲機材購入費の一部補助等）・中部管内の四市で合同捕獲日を設け集中的な捕獲を実施・「大分市アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマ捕獲従事者の養成と捕獲を推進。

	キツネ	
--	-----	--

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方																			
(イノシシ)																			
地域ぐるみで防護柵の設置や、環境整備等の推進を行っているが、対策が不十分な農地やこれまで被害のなかった地域で被害が発生するなどの事例が発生している。その他、法面等の掘り起し等も目立つ状況であることから、年間2,500頭を目標とする。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕獲頭数</td><td>1,872頭</td><td>1,481頭</td><td>2,365頭</td></tr> <tr> <td>被害金額</td><td>4,066千円</td><td>4,673千円</td><td>6,150千円</td></tr> <tr> <td>被害面積</td><td>3ha</td><td>3.66ha</td><td>5.06ha</td></tr> </tbody> </table>					令和4年度	令和5年度	令和6年度	捕獲頭数	1,872頭	1,481頭	2,365頭	被害金額	4,066千円	4,673千円	6,150千円	被害面積	3ha	3.66ha	5.06ha
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																
捕獲頭数	1,872頭	1,481頭	2,365頭																
被害金額	4,066千円	4,673千円	6,150千円																
被害面積	3ha	3.66ha	5.06ha																
(カラス)																			
みかん等の果樹被害が多く、被害拡大の防止に向けて、追払い活動とあわせて、捕獲活動を実施。引き続き年間600羽を目標とする。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕獲頭数</td><td>366羽</td><td>142羽</td><td>8羽</td></tr> <tr> <td>被害金額</td><td>1,020千円</td><td>207千円</td><td>451千円</td></tr> <tr> <td>被害面積</td><td>0.66ha</td><td>0.14ha</td><td>0.22ha</td></tr> </tbody> </table>					令和4年度	令和5年度	令和6年度	捕獲頭数	366羽	142羽	8羽	被害金額	1,020千円	207千円	451千円	被害面積	0.66ha	0.14ha	0.22ha
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																
捕獲頭数	366羽	142羽	8羽																
被害金額	1,020千円	207千円	451千円																
被害面積	0.66ha	0.14ha	0.22ha																
(サル)																			
高崎山周辺で、サル対応防護柵の設置を推進しているが、依然としてびわやみかんをはじめ果樹・野菜の食害による被害が出ており、被害拡大を防ぐため追払い活動と併せた捕獲を実施。引き続き年間150頭を目標とする。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕獲頭数</td><td>133頭</td><td>117頭</td><td>91頭</td></tr> <tr> <td>被害金額</td><td>860千円</td><td>1,209千円</td><td>526千円</td></tr> <tr> <td>被害面積</td><td>0.54ha</td><td>0.63ha</td><td>0.46ha</td></tr> </tbody> </table>					令和4年度	令和5年度	令和6年度	捕獲頭数	133頭	117頭	91頭	被害金額	860千円	1,209千円	526千円	被害面積	0.54ha	0.63ha	0.46ha
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																
捕獲頭数	133頭	117頭	91頭																
被害金額	860千円	1,209千円	526千円																
被害面積	0.54ha	0.63ha	0.46ha																

(シカ)

現在、大きな被害は出ていないが、山間部を中心に目撃情報があり、今後被害の発生が懸念される地域を中心に、年間300頭を目標として、集中的な捕獲を実施。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲頭数	120頭	133頭	168頭
被害金額	450千円	1,040千円	72千円
被害面積	0.32ha	1.02ha	0.02ha

(タヌキ)

住宅地での住み着きや糞害など生活環境被害に係る相談が多く被害の拡大を防ぐため捕獲を実施。引き続き年間100頭を目標とする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲頭数	80頭	77頭	116頭
被害金額	一千円	一千円	一千円
被害面積	-ha	-ha	-ha

(アナグマ)

現在、大きな被害は出っていないが、農地等に出没しており、今後農作物の被害の発生が懸念される。また、住宅地での住み着きや糞害など生活環境被害に係る相談も多いため、被害の拡大を防ぐため、年間240頭を目標として、捕獲を実施。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲頭数	185頭	176頭	261頭
被害金額	4千円	31千円	一千円
被害面積	0.00ha	0.02ha	-ha

(アライグマ)

大きな被害は出ていない。今後、被害が拡大しないよう引き続き年間50頭を目標とし捕獲を実施。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲頭数	27頭	43頭	67頭
被害金額	一千円	一千円	3千円
被害面積	-ha	-ha	0.01ha

【カワウ】

現在、大分川ではアユ、大野川ではアユ、ハエやウグイの食害による被害が出ているため、今後、被害が拡大しないよう年間200羽を目標とし捕獲を実施。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲頭数	355羽	0羽	0羽
被害金額	768千円	1,955千円	3,833千円
被害面積	-ha	-ha	0.01ha

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	2,500頭	2,500頭	2,500頭
カラス	600羽	600羽	600羽
サル	150頭	150頭	150頭
シカ	300頭	300頭	300頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭
アナグマ	240頭	240頭	240頭
アライグマ	50頭	50頭	50頭
カワウ	200羽	200羽	200羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

イノシシ、カラス、シカ、タヌキ、アナグマ、アライグマについては、年間を通して市内全域にて、わな及び銃器による計画捕獲を実施する。

アライグマについては、「大分市アライグマ防除実施計画」に基づきアライグマ捕獲従事者による捕獲の推進を図る。

サルについては、追上げを実施したうえで、被害常襲地区を中心に年間を通じた計画捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
物理的条件等において、わなや散弾銃による有害鳥獣の捕獲が困難な場合は、引き続き関係法令等に基づきライフル銃を用いた捕獲を行う。使用については年間を通して認めているが、原則、住宅地周辺では実施しない。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大分市	許可権限移譲済（平成7年4月1日） 鳥類：カラス類・スズメ・ドバト・ヒヨドリ・カワウ・サギ類・ムクドリ・トビ 獣類：イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・アナグマ・タヌキ・アライグマ・ノウサギ・イタチ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容						
	年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	種類	地域	個人等	地域	個人等	地域	個人等
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵	18,000m	10,000m	18,000m	10,000m	18,000m	10,000m
	電気柵	-	21,000m	-	21,000m	-	21,000m
イノシシ	トタン柵	-	300m	-	300m	-	300m
イノシシ サル	鉄線・電気複合柵	3,000m	300m	3,000m	300m	3,000m	300m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添

付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ サル	防護柵や柵周辺の環境整備等の状況調査・点検をチェック項目に従って行い、不備がある場合は改善指導等を行う。	防護柵や柵周辺の環境整備等の状況調査・点検をチェック項目に従って行い、不備がある場合は改善指導等を行う。	防護柵や柵周辺の環境整備等の状況調査・点検をチェック項目に従って行い、不備がある場合は改善指導等を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ カラス サル シカ タヌキ アナグマ アライグマ	・地域ぐるみによる防護柵の設置や維持管理、環境整備等に係る講習会・現地指導を実施。 ・鳥獣被害対策について、市報やHPへの掲載及びパンフレットの配布による啓発活動の実施。 ・爆竹等を活用した追払いやパトロールの実施。 ・爆竹等の追払い用資材の配布。 ・小中学校等での出前授業の実施。 (人と野生動物とのかかわり方について)

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大分県中部振興局	被害状況の把握及び対応手段の検討に関するこ
大分中央・大分東・ 大分南警察署	被害状況の把握及び周辺住民への情報提供、対応手段に関するこ
大分市猟友会等	鳥獣の追払い、捕獲に関するこ
大分市	鳥獣の追払い、捕獲、被害状況の把握及び周辺住民への情報提供、対応手段に関するこ

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

近年、市街地周辺でイノシシやサル等の出没が見受けられ、市民生活に不安を与える事例が起きている。各関係機関と連携を図り、適切な対応を行う（別紙あり）。

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、自家消費や、埋設又は焼却施設等での処分など、捕獲後、速やかに適切な処分を行うこととしている。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市内の学校給食においてイノシシ肉やシカ肉を利用する。
ペットフード	—
皮革	—
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	—

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

—

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大分市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
大分市猟友会	鳥獣の捕獲・処理に関すること
大分県農業協同組合	農業被害の情報収集及び被害防止の普及指導に関すること
おおいた森林組合	森林被害の情報収集及び被害防止の普及指導に関すること
大分県農業共済組合	水稻被害の情報収集及び被害防止の普及指導に関すること
被害集落代表者	被害状況に関する報告等
大分市	会の総括

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
臼杵市鳥獣被害防止対策協議会	
津久見市鳥獣被害防止対策協議会	鳥獣捕獲、被害防止対策、集落点検
由布市鳥獣被害防止対策協議会	活動等に関する情報共有
大分県中部地域鳥獣被害現地対策本部	

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

大分市鳥獣被害対策実施隊設置要綱により、市長が指名した市職員で鳥獣被害対策実施隊（平成24年2月7日設置）を構成する。活動内容としては、捕獲・追払い・防護柵の設置や維持管理の指導・広報・啓発活動を行い、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に努める。

特に、捕獲活動については、狩猟者の高齢化及び狩猟人口の減少など将来的な課題を見据え、実施隊の強化（①～④）を図り、継続的な人材育成を行い、人員を確保して直営体制を維持し、持続的な有害鳥獣捕獲に努める。

①公費による狩猟罠免許の取得

- ②鳥獣対策に係る知識・技術の向上のための各種研修への定期的な参加
- ③捕獲や処分作業の技術の向上
- ④駆除に必要な機材（イノシシ用箱わな等）の充実

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

集落関係者に対しては、防護柵の維持管理や集落環境対策の徹底について指導を行う。併せて、鳥獣被害対策研修等への積極的な参加案内や、受講後の他の集落関係者への情報共有と対策の実行について、啓発活動を実施する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業協同組合、森林組合、共済組合等の組織と連携し、効率的に被害情報を把握・共有し、効果的な鳥獣被害防止対策実施に向けた基礎資料とする。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

イノシシ等出没にかかる連絡体制フロー

■想定する通報：住宅地等の出没により人身被害が発生している、又は発生の恐れがある場合。

